Ш

Œ

Ħ

序

説

= = 貞観時代の性格 嫂叔小功と舅小功

四 嫡子婦は期、衆子婦は大功

曽祖父母は斉衰五月

Ŧį.

(1)高祖玄孫無服説 高祖父母は斉衰三月

(3) (2)四親の観念

六

結

おける服紀制の変遷は、

一、貞観時代

武章政権時代

開元初期時代

開元晚期時代

り不杖期に、 曽祖父母の服が斉襄三月より五月に引き上げられ、適婦の服が大功よ の四期に分けて見ることができる。第一期、貞観十四年(640)には、 叔の間には、 庶婦の服が小功より大功に、それぞれ増改された。また 従来無服とされたものを、 改めて小功の服を制し、 舅

史的意義について、

本稿は、紙幅の都合上、時代を第一期に限定して、

服紀制増改の歴

一考察を試みたものである。

5 関する従服や、堂姨舅袒免など、外親の服が著しく拡大された。なお る。神竜元年(705)、章后が出母の服をも三年に増改すべしと表請 服へと波及した一面も、見逃すことはできない。 この時期の改制は、外親の服に集注された感がある。その原因は、第 外祖の服を、大功に引き上げよ、という建議も行われたほどであって、 どの服紀を、すべて旧礼に復せしめたのがそれである。しかしなが 新礼の大部分が廃止された。開元七年(719)、父在為母、嫂叔、舅な る。第三期、開元の初めには、武章政権に対する反動として、一時、 し、その事が天宝六年(747)に実現されたのは、父在為母服の増改が ので、その背後には、武后のたくましい政治的 意図 が 蔵せられてい 武章政権によって為母服が増改された所より発展して、それが外親の 本になって誘発されたものであって、ともに女人政権時代の所産であ の増改は、武后のいわゆる「建言十二事」の一環として奏請されたも は、父在為母服が、斉衰杖期より斉衰三年に改められた。父在為母服 の服が網麻より小功に引き上げられた。 期に、舅の服を小功に増改した所に起因するが、また一方、第二期、 嫂叔、舅などの服が、新礼通りに復活したばかりでなく、舅姨に この復旧は徹底せず、第四期、開元二十三年(735)には、父在為 第二期、 上完元 年 (674)

(28)

一 貞観時代の性格

迎えたわけである。 の歴史を顧み、後世に伝うべき典礼の編修をなすべき、絶好の時期を ば、唐室の基礎も漸く安定し、 史撰修の詔を受け、 修史の事業と密接な関係のあることがわかる。 貞観 なか ばともなれ 斉・隋の諸史をも総知したという。これによっても、貞観の制礼が、 け、貞観三年、 と共に諸史を総監した。 書巻二七、 魏徴と令狐徳棻とである。 太宗より重ねて詔を受けている。 によれば、貞観十四年、 貞観三年には、 令狐徳棻は、 文治に力を注ぐべき時期である。 隋史撰修の命を受け、 高祖の時、 ところで魏徴は、 要服制について建議した中 徳蘂はまた梁・陳・ 周史 撰 高祖の時、 修の詔を受 なお房玄齢 前代 斉

を参照されたい。) 学者の間に、に関する一考察し る、」という意味のことを、奏請しているのを見ても、この時、 備なるためではなかろうか。 て、制礼は終に実現しなかった。その原因は、 の改訂が強く要望されていた。 来、嫂叔服や舅服については、 とであるが、要服について改訂を行ったということは未だ聞かない。 牛弘の議によって、 のなかったことがわかる。 ものであるのに、まだ一定の章がないので、この際制 べき条件が熟していたと思われるのに、 要服制については、 即ち、社会情勢としては、 士民の社会習俗や生活感情などの変遷推移に即応するも 喪服礼は、 孝明帝の時、 刑法などとはちがって、比較的不急の制度と考えら 学者を徴して、儀礼百巻を撰せしめた、というこ 儀礼にその経伝があるわけだけれども、 清河王懌が上表して、「喪紀は礼の最も 重いいか。まず政治的な条件について 考えてみよ 隋書巻八、によれば、文帝は、開皇の初め、 改訂の声が起ったのは、 魏晉の頃からすでに、服紀制を改訂す 学者の間にいろいろな疑義が出て、そ (所載の拙稿、「魏晋時代における喪服礼説、)詳細については、日本中国学会報、第八、 なぜか、 政治的経済的条件の不 南北朝より隋にかけ 定すべきであ 言うまでもな Ō であ 定礼

時代において、初めて実現せられるに至ったのである。余裕がとれなかったためであろう。それが政権の漸く安定を得た貞観れるから、政権のめまぐるしく変転する時代にあっては、それだけの

観四年の条に、 第二の理由としては、経済的な余裕ができて、ひいては社会生活の 第二の理由としては、経済的な余裕ができて、ひいては社会生活の 第二の理由としては、経済的な余裕ができて、ひいては社会生活の 第二の理由としては、経済的な余裕ができて、ひいては社会生活の

改訂が、貞観時代に至って初めて実現された次第である。 録には、唐朝における美点長所を悉く草創の英主太宗に帰して、 が、このような大豊作に見舞われたのであるから、衣 は事実だと思う。このようにして、これまで果されなかった喪服制の 安定したことは魏晉このかた、 に理想化された点を割引かねばならないけれども、それでも、 上の安撫によって、 と言ったのがそれである。三年間、 い、どんなにか淳風美俗が興隆したことであろう。 外戸不閉。行旅不齎糧、 米斗不過三四銭、終歳断死刑機二十九人。 之。民雖東西就食、未嘗嗟怨。是歳、天下大稔、 元年関中饑。米斗直絹 **感怨の声一つも起らなかったという。** 取給於道路焉。 一匹。二年天下蝗。 未だ曽て見ない所のものであったこと 天災凶作の連続に遭ってさえも、 東至于海、 三年大 尤もこのような記 流散者咸帰郷里、 食の 水。 南極五嶺 1 充足に伴 その人民 勤 而 撫

嫂叔小功と舅小功

服」と「舅姨差別」の問題を取り上げ、なおその外にも、「有 親 重而旧唐志によれば、太宗は事、喪服に言及するや、まっ先に「嫂叔無

なければならない。 服 嫂叔服と舅服とが一括して論ぜられたについては、それ相当の理由が が、当時第一級の問題として、意識されていたことがわかる。 亦附奏聞」と命じている。これによっても、 嫂叔並 K に舅の服 ここで

とするか、その理由について、 訂を望む要求のいかに強かったかは、魏の蔣済・成粲・曹羲や、 **袁準らの論議によって 窺われる。(前述描稿参照) 嫂 叔の間をなぜ無服** えられる。「嫂叔無服」や「舅姨差別」の制を不合理とし、これ その一として、 夫之昆弟何以無服也。 これらは、 其夫属乎父道者、 魏晉以来の宿題であっ 喪服伝や礼記大伝によれば、 是嫂亦可謂之母乎。 妻皆母道也。 た ٤ 其夫属乎子 いう点が が改 晉の 考

の為には、なぜ小功とするか、その理由について、 る。 ち 何以小功也。 之大者也。可無慎乎。 母の昆弟たる舅の為には、 嫂と叔との間には、 以名加也。 外親之服皆總也。 名の属すべきものがないからだ、 郷麻に服するのに、
 従母には、 母の姉妹たる従母 喪服伝には、 母という名が と説明 7

妻皆婦道也。

謂弟之妻婦者、

故名者人治

徳律として現正されとうでつっ。 ・ は、男女異長の習俗より起因したと思われる。 (母の姉妹と兄弟と の場所がある。) を のような生活感情を反映せしめたものである。) を ・ とのような生活感情を反映せしめたものである。) と ・ とのは、親愛の情に、 ・ とのは、親では、親愛の情に、 ・ とのが妹と兄弟と る価値観の変動③ を重んず、とか称して、 然をば抑圧して、 徳律として規定されたのである。 ついているので、一等を加えて小功としたのだ、 な原理が、 然るに、 あまりにも強く現われている。 魏晉以降になると、 通問」の礼にこだわらなかったというが如きは、その一例。「阮籍が、「礼あに我が輩の為に設けんや」と言って、「嫂叔不 社会的要求に従うことを「義」として承認し、 この規定を支持して来たのが、 男女避遠というような習俗に対す にもかかわらず、 と説明する。 従来の礼説で 説し、名分の自

> 四二」と言ったが如き、姨差別の制に反対して、 がら、 関係を、 体可服、 によって、 て、 の不安定などのため、久しく果されずにいた宿題が、貞観の制礼に於 ような社会思想変遷の一つとして、提起されたものである。 て来た。魏の曹義が、 、甥の間における、 はじめて成文上にも実現化されるに至ったのである。 礼経を神聖視する伝統的な観念に遮られ、また興亡常なき政権 舅の服を従母と同じく小功に引き上げようという要求 不必尊卑、 真情の流露する姿に於て表現しようとする要求が、 制礼当初の意義が薄弱化して来た。 実践的な生活共同より生じる、 縁情制礼、 嫂叔無服についての在来の説を反駁して、 その例である。 「舅之与姨、 不必同族。」と言い、 俱母之姉妹兄弟、焉得異服。 嫂叔無服を改めて小功の服を 一方、 人間関係乃至家族 晉の袁 叔 0 一準が、 間 その 起

比させ、 太宗が 袁準などもすでに述べた所であって、喪者相互の均衡を主として®対比させている中にも、よく現われている。このような理論は、I なくなる。 はすまされない。即ち、 夫が舅の為に小功に服するならば、 る。 玄黄不改、静言至理、殊匪宏通三七、服紀」と言ったのは、うになった。顔師古が、嫂叔服の議において、「闔門縞素、 のであるが、 その二として考えられることは、 から問題にならなかっ 麻であった時には、 このようにして、 あった時には、従服(に従って丙の為に服すること。)の余地が「舅の妻」への服が要求されて来る。旧礼の如く舅の為の服 「同爨尚有總麻之恩、 また 旧礼の如く、 貞観時代には、 「舅之与姨、 舅の服が小功に引き上げられると、 よく現われている。このような理論は、 舅の為の服が網麻であった時には、 たけれども、 夫より一等降した總麻を以て従服せねば 親疎相似而服紀有殊」と言って、 服者の生活感情についてまで考慮するよ 而嫂叔無服」と言って、 妻は、 均衡の意識である。 小功となればそうはいかない。 これまでのように、 嫂叔を同爨と対 そのことは、)の余地がな 次に「夫の その例であ 己独晏然、 舅を姨と 舅母 なら

り衡という意識の存したことばまちがいない。 り衡という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。 り物という意識の存したことばまちがいない。

実現されたわけである。
に関するに、関がは、関がは、関が、大いのでは、関が、大いのでは、関いな生活共同より生じる人情の自然を尊重すると、関がな生活共同より生じる人情の自然を尊重すると、関が、大いのでは、 関係に対する価

四、嫡子婦は期、衆子婦は大功

子婦同、為大功九月。」と言ったのによって明確である。未の貴命ド、意識の存したに相違ないことは、旧唐志に、「衆子婦小功、今請与兄弟によって、昆弟の子の婦との均衡をとるためであったと思う。そういう 説を取る。 には、 衆子婦と兄弟子婦との均衡がとれていない点を指したものである。と 旧制のままでは「於親疎軽重之間、亦可謂不倫矣参照」と言ったのも、 たかも知れないが、 婦の為に無服であるとは考えられない。王肅は、「昆弟の子の 婦 の為 て報服するのに、 しかしながら、従祖祖父母や従祖父母さえも、 子の婦の為の服が増改された理由の大なるものは、 衆子の婦の場合と同じく小功であろう」と言い、 昆弟の子の婦の為の服については、 もしこのような解釈で一貫していたならば、 大功を以て服せられる夫の伯叔父母たる者が、その 唐代には、 一大功を以て報服する」 経に明記されていない。 その婦の為に總麻を以 称情立制の原理 չ 問題はなかっ 賈公彦もその しい う説が

いうにあったようである。の李如圭・黄幹、元の敖継公らがあり、その根拠は、「旁服無不報」との李如圭・黄幹、元の敖継公らがあり、その根拠は、「旁服無不報」とや、明清の制にも踏襲されている。報服説を支持する者としては、宋や、明清の制にも踏襲されている。報服説を支持する者としては、宋れたのも、その反映を示すものであろう。なおこの規定は、文公家礼強く行われていたらしい。開元礼に、「為夫之伯叔父母、報」と規定さ強く行われていたらしい。開元礼に、「為夫之伯叔父母、報」と規定さ

に於て、 たのである。 に、昆弟の子の婦 されているから、 なる。子の婦については、 いうことになる。 昆弟の子の婦の為に大功と規定した場合、 適婦を期に昇せ、 親疎の比較から言ってこれはおかしい。 昆弟の子の婦が適婦と同格で、 (大功) との均衡を調整するのが、 庶婦を大功に昇せたのは、 喪服経に、 適婦は大功、 子の婦との 庶婦よりも重い、と 庶婦は小功と規定 その眼目であ 実は 均 貞観の改訂 衡が このよう 問 題

般社会にもそれを容認するような風潮があったればこそ、 の習俗は、 という要求の起るのは、 引き上げられると、それに対応して、 は皇后の独断に出たものではなく、 が姑の為に三年の服を行うことは、 は、憲宗も格別鄭重に扱ったようであるから、その宮廷に於て、 三年の喪に服した、 によれば、 とは、問題にならなかった。 不杖期は、情義ともに適正で、 る。婦の為の服が、大功または小功であった場合には、 の為の服が引き上げられると、次には舅姑との均衡が問題になって来 太后は、人となり、仁和恭遜にして母儀の風あり、 これで昆弟の子の婦との均衡はとれたわけであるが、 憲宗の元和十一年 唐の中頃よりかなり行われていたようである。 と言われる。旧唐書巻五二荘憲皇后伝によれば、 人情の自然であろう。果して「為舅姑服三年」 ところが婦の為の服が、期または大功に (816)、孝明皇后は、 これを三年に増改せよというようなこ 宮廷内は言うまでもなく、 あり得べく思われる。 舅姑の為の服を引き上げたい、 その喪について 荘憲皇太后の為に 為舅姑の服 このように婦 宋史 卷一二 実施しおお 広く一 それ 皇后

ある。 められなかった。それが後唐に至って、はじめて成文化されたわけでめられなかった。それが後唐に至って、はじめて成文化されたわけでくなっていたことを知ることができる。但しその頃はまだ正礼とは認俗、婦為舅姑服三年」と言ったのによっても、当代の時俗一般が、かせたものと思う。徳宗の貞元十一年(795)、蕭拠が 状 称して、「今時せたものと思う。徳宗の貞元十一年(795)、蕭拠が 状 称して、「今時

だった。とるために行われたものであるが、それが起因となって、婦の舅姑のとるために行われたものであるが、それが起因となって、婦の舅姑の要するに、子の婦の服を増改したのは、昆弟の子の婦との均衡を、

五、曾祖父母は、齊衰五月

高祖父母は、斉衰三月

殊更に作った理由がわからない。

、ければ、これまでの規定に存しない「斉衰五月」というような服を、れとの均衡に於て五月に引き上げられたものに相違ないと思う。でなれとの均衡に於て五月に引き上げられたものに相違ないと思う。でなられたのであるが、それは高祖父母の服を斉衰三月とする所から、そられたのであるが、それは高祖父母の服が、斉衰三月より五月に引き上げ真観の制礼に於て、曽祖父母の服が、斉衰三月より五月に引き上げ

とによって明かである。 尽於五、 と解せられて来た。 高祖の為の服は、 その解釈によって通用されていた事実を、 曾祖昆弟之親也。 推求によって、 その代表的なものである。このような解釈が、 則高祖宜總麻、曹祖宜小功也。 斉襄三月章、 曾祖高祖皆有小功之差、 開元礼に、 鄭玄が網麻章、 高祖も、曽祖と同じく、斉衰三月に服すべきもの、 儀礼喪服篇の経にも伝にも見えて 「曽祖父母」の伝の注に、 族祖父者、 何となれば、 一高祖父母、 亦高祖之孫、 則曾孫玄孫為之服同也。」と言っ 族親の為の服の注に、「族曽祖父 開元礼では、 拠祖期 斉衰三月」と規定されたこ 則高祖有服亦明矣。」 成文化するのが通例で 「正言小功者、 則曾祖宜大功、 喪服経に明記され Ų, 唐代にも通用 ts 4 服之数 高祖 しか

るので、それについて一言弁じておかねばならない。ものと言えよう。ところが後世、鄭玄のこの解釈に対して異説が存すいう解釈が正当なものとして、支持せられていたことを、裏書きするあり、この場合もそれに違いない、と思われるからである。しかもこあり、この場合もそれに違いない、と思われるからである。しかもこ

(2) 高祖玄孫無服説

曽孫、 したようである。清朝に至り、 言ったのによれば、その頃からすでに、「高祖無服」と解する説が 考定原本下、微記、喪服経伝 得無服、宜同曽祖斉衰三月、 準曽祖之服而制曽孫之服、則亦不過三月、而服小功、 宋の沈括が 以然者、 按経不為高祖制服、 於是玄孫但為之袒免、 故不言、可推而知。 以曽祖至尊、不敢服以小功兄弟之服、故制斉衰三月以服之、 「喪服但有曽祖曽孫、 故亦不為玄孫制服、 或曰、 此高祖与玄孫無服之精義……若云高祖不 似亦精義、 程瑤田は、 経之所不言、則不服。皆不然也。」と 而無高祖玄孫。 而非喪服経文之義也。 高祖無服の説を立てた。 大伝曰五世袒免、 先儒以謂服同曽 故其服止於總 是也、 文喪 足服

るのは確言である。究、一四三ページ」と賛意を表しておられるが、と言ったのがそれである。加藤博士は、この説を引いて、「と謂って早と言ったのがそれである。加藤博士は、この説を引いて、「と謂って早 を正したものと言えよう。 止四世、 免指高祖玄孫、 己合上下数之。大伝之四世五世不数己。 その点については、 程氏が、直系と解し、己を含めて四世、 世高祖昆弟。」と言った如く、 私には納得致し難い。 不得数已而為五世。 則正統也。 張履が 大伝の文は、 謂之同姓可邪。 弁じて、 巻二三人と言ったが、 元来旁殺を指したものである。それを 三。且大伝本指旁殺。 「小記之以三為五、以 鄭玄も注して、 五世と数えたのは誤りである。 且上数高祖、 「四世共高祖。 よく程氏の誤解 下数玄孫、 以五為九、 若謂五世袒 いて居 亦 以 H.

また加藤博士は、

族組織の研究によっ

Z

「共住生活者

0

範囲

٤

服

ら、高祖無服の説を立てられた。要者の範囲とは一致しなければならぬ(一三九ページ)」という見地

か

の範囲の方から論断せられたものであってまことに敬服の外はない。 ことなく、 というのが、その概要である。この説は、 頃、すでに失われていたのではなかろうか。大功章に、「夫 之 祖父母 るかも知れないけれども、 要がないことを示すものだと解することが、作者の意を得たものであ 支えないと思う。 釈されたかということは、 ないので、 何らかの説明がありそうに思われる。 斉衰三月章に「曽祖父母」とのみ規定されていることを、 ・世父母・叔父母」を規定しながら、嫂叔の服は経文に規定する所が しかしながら、 きないと思はれる。 能な最も幼少なものどもであって、 るべき筈のものに服のないのは当然ではあるまいか。勿論高祖長命 して曽祖等の禰廟主となって居るからである。既に廟主となって居 場合は高祖玄孫相及ぶ時もあり得やう。然し喪服制度の基礎とな に服あるの故を以って、 た族生活組織は相及ばないものであったのである。(一四二ページ) 伝曰、「何以小功也。 舅の為には總麻だのに、 が高祖を禰として兄弟終身共住生活を営むに当って、 服全体の制度が前述の族生活型体に基くとすれ 高祖父母には服がない、と解さねばならないのならば、 喪服制度の起原にまで遡って、 伝曰、「夫之昆弟何以無服也、 高祖の服が記されてないのは、 喪服の経典が、歴代の学者によって、 と謂ふのは此族生活型体から見れば、 そのような積極的な意味は、 制度の根本原理とは、 以名加也。外親之服皆總也。」と説明する。 高祖の為にも服あるを推論することは 従母の為に小功の服を規定するについ 高祖は彼等の生前に於て既に死 云々」と、 文献的な規定に拘束される 喪服着用の範囲を、 高祖の為に服する必 別個に考察しても差 その理由 ば どのように解 伝の作られた 積極的に解 曽孫は、 概に 共住の可 族組織 を説明 自組 伝に

うな解釈を生んだものとも言えよう。 きる。と同時に、遡って言えば、そのような社会の習俗が、鄭玄のよが、当時圧倒的な勢力を占めていたという事実を、想見することがでって、喪服経の「曽祖父母」は、高祖父母をも含むものと 解する説要するに、開元礼に「高祖父母、斉衰三月」の規定されたことによ

(3) 四親の観念

ø, 服亦異 代之祖在堂、則不可以無服也。 功、 るべきものではない。従って、袁準も、 は明瞭である。なおこの点について、廟制との関係から考えて服紀制の根幹として、高祖至玄孫という四親の意識を持ってい れは外でもない。以下に論及するように、当時通行した四親の観念に 高祖に限定したについては、それだけの理由がなければならな したものと解している。 祖 皆称曽孫。」と言い、礼記、郊特性、「称曽孫某」に注して、 議した際、「人情而已矣。 よって支配されたものである。貞観十四年、 事五廟者也。於曽祖以上、 は、毛詩、維天之命に注して、「曽猶重也。自孫之子而下、 の外に、多重上世の祖父をも包含する、 在其中。」という語が、貞観政要礼楽、姓之親、」という語が、貞観政要礼楽、 義寧三年(618)五月二十日、 ところで、 その六月六日、早くも四廟を長安の通義里に立てた。父母を追 而云三月者、此通遠祖之言也。今有彭祖之寿、 従下推上、祖位転増益也」と言うが如く、曽祖は祖の父に限定さ 「曽猶重也」と言い、説文には、 この「曽祖」については、 然るに、これを成文化するに当り、上四世の 貞観政要11九 に見える。これによっても、人道所先、在乎敦睦九族九族者、高徳至玄孫之人道所先、在乎敦睦九族九族者、高徳至玄孫之ある。貞観十四年、礼官が礼の根源についてある。貞観十四年、礼官が礼の根源について 称曽孫而已。」と言った。また爾雅郭注に 九〇」と言ったように、 李淵は禅を受けるや、 「曽益也」と言い、釈名には、「曽 一祖周、 「祖父の 父 母」という限定義 という解釈が存する。 則曾祖大功、 無名之祖存焉。 武徳と改元し 遠祖を通言 事先祖 いたこと 一調諸侯 高祖小 そ -

合には、 海之尊也。祖已下、並 祖の父と高祖の祖)と解し、四説の主唱者たる王肅と雖も、 作られたものと思う。要服小記に、「親親、 あるように、 後に考え出されたものである。一体廟というものは、 といったような整然たる規定は、階級的秩序を厳重にするため、周以 に存したのであって、 が存したわけである。 四室に加えて六室とした。 られた。そこで、 本らみな七廟説に依るべきことを主張し、六親廟を立てることに決め 貞観九年 宣簡公と、 して元皇帝と称し、 七廟説とは、元来そういうものなのである。いわゆる「降殺以両」 死者をも含めて九族相親しむという、 並太祖五廟、 廟祭に於て相親しむというのがその精神である。されば七廟 降殺以两、 それぞれ追尊して、 高祖までが親親の範囲に属し、 考廟 高祖(淵)と宏農府君(宣簡公の父)とを在来の 有司に命じて廟制度を詳議せしめた。 祖父虎を景皇帝、 一国之貴也。天子立高祖已上、丼太祖七廟、四。。。。。。。。。。。。しかしその精神は、朱子奢が「愚以為、諸侯立高しかしその精神は、天子の地位を尊厳にする所 礼之正焉。」と言った中にも明かに看取せられ 四親の特殊性を認めているのである。 従って当時(貞観十四年)としては、 三昭三穆の内容をば、 四廟に享したのである。 曽祖父天賜を懿王、 以三為五、以五為九。」と もし生きて相及ばない場 家族生活の遺習に基いて 四親及び二祧 祖先の霊魂を奉 朱子奢·岑文 ついで太宗の 高祖父熙を 六親廟 (高

帝景初元年(237)になって、 四年 (223)、 例は唐代に限らず、 祀らねばならなかった所にこそ、深い意味があると思う。こういう事 受命の初め、 四親廟より成る七廟の制が立てられた。 大業元年、 皇考 武徳改元の草創期に際してさえ、 武帝より遡って高祖 歴代とも草創期には共通した現象である。隋の文 煬帝に至って七廟の制を定めた。 皇高祖太原府君より、 太祖武帝、高祖文帝、 節に至る四世の廟を祀り、 皇考武元皇帝に至る四親廟 高祖までの四親廟を 烈祖明帝、 魏文帝も、 の三不毀 黄初 明

> 以て、 よいよ明瞭である。 廟と称し、節侯を皇高祖考廟と称したのを見ても、 君を皇考廟と称し、鉅鹿都尉を皇祖考廟と称し、 は園廟に遷し、在所の郡県をして侍嗣せしめた。 たのであり、ここにも四親の観念は生きている。また除かれた今四 らの議によって、今親廟の代りに、 君より、上、 太宗・世宗の三君を祀った。 後漢光武帝は、 今親廟に代えた。哀帝と平帝とは従兄弟なので、一世と見なし 特関節候に至る四親を祀った。 即位するや、 ついで三年正月、 建武二年正月、 宣・元・成・哀・平の五帝四世を 建武十九年、 親廟を立てて、 高廟を立てて、 しかもこの際 鬱林太守を皇曽祖考 四親廟の観念はい 父南頓 南頓

のは、 は、 親廟の観念は、喪服経の解釈にも影響したろうし、 均衡の意識が加わって実現されたわけである。 念が存したのである。曽祖父母五月の服は、 て推定したものであり、そういう解釈の通行した根底には、 することは、経文には見えず、斉襄三月章「曽祖父母」の解釈によっ も影響を与えずには置かなかったのである。 廟もあって然るべきかと思われるのに、必ず高祖に至る四廟を祀った 要するに、貞観の制礼において、 草創期に七廟を完備することはできないというならば、 高祖の服を三月とする所から出発する。 確かに族生活の遺習に基くものであろう。かくて出来上った四 曽祖の服を五月に そのような基礎の上に、 そして高祖の服を三月と また唐代の制礼に 增改 四親の観 されたの 廟とか三

六、結 語

夫三、士一礼器」という場合、七、五、三という数そのものに、絶対均衡をとらねばならないのであろうか。几そ礼は秩序の原理だと言わ均衡をとらねばならないのであろうか。凡そ礼は秩序の原理だと言わをとるためであったというのが、本考察の結論である。然らば、なぜ予婦服と曽祖服との増改されたのは、昆弟子婦服や高祖服との均衡

れども、 相対的に決せられるからである。 年・斉衰期・大功九月・小功五月・總麻三月という期間 とする中間に位するのであって、 縮小して、 があると言えよう。大宝令の服紀制においては、唐制における斬衰三 た大夫の三に対して、 「三月」と言っても、 な価値があるわけではない。 三月という期間に絶対的な意味があるのではなく、その意味は、 礼制としての機能においては、 一年・五月・三月・一月・七日というように改めているけ 大宝令においては、 相対的に諸侯の地位を秩序づける所にこそ意義 五という数値は、 唐制の三月とは意味がちがう。それ 何ら変る所が 最高を一年とし最低 を七日 天子の七に対し、 ない。同じく を、 全般的に ま

明している。 すものである。例えば、従父昆弟(父の子)は大功、従祖昆弟(足弟の子) 皆在他邦 父昆弟の服に相当するというわけである。 が相対的に上昇して、 親密感の増大を喪服の上に反映せしめて、 あって他に頼るべき人がないという境遇においては、 にそれがかなわないからである。 ならば、斬衰の親(字や) ある。その理由について、 他邦にある時は、 ができる。ここに が強まって、 こまれている時には、 喪服の基準が相対的なものだということは、 「兄弟皆在他邦」というような特殊な環境においては、 小功というのが原則である。 加一等。」という条文によって、一層明瞭に立証すること 然らば客死はなぜ「愍」とせられるのであろうか。 その親密感も増大するのが人情の常である。このような 一等を加えて大功(従父昆弟の服)とするというので 「兄弟」というのは、小功以下の比較的遠視族を指 比較的遠親と考えられた者でも、 他邦における従祖昆弟の服が、)に見とられるべきはずの者が、他邦なるが故 胡培暈は、 ところが従祖昆弟でも、双方ともに 郷里にあって、より親密な人々にか 「愍其客死故也 巻二五」と説 要するに、 一等を加えるのである。 喪服記に見える「兄弟 喪服の軽重と言 国内における従 相互依存の心理 ともに他邦に 喪服の基準 本来 即

れ

ても、 ・考慮されねばならないわけである。 所詮相対的なものであるから、 相対的な均衡ということが常

子婦服や曽祖服の増改を介して、 定することができるのである。 そのような解釈が、貞観の制礼者によって承認されていたことを、 は斉衰三月、と推定されていたに適ぎない。 明記されていない。ただ経文の解釈によって、 ところで、 比較の対象たる昆弟子婦や高祖の為の服は、 昆弟子婦や高祖の為の服について、 故にこの考察によって、 昆弟子婦は大功、 は 経

結果は、 意識されたためにちがいない。 年、 係で舅にまで論及されることはあり得るとしても、 及された。この場合、父在為母服が中心問題であったから、 祖服は全然問題にならなかったのに、 における舅の服は、むしろ嫂叔服と関連して意識されていた。 地となったわけであるが、 って推進された外親服の増改とは、 ここに礼制として実現されたわけである。 の改訂が久しく要望されていた所へ、均衡の意識が積極的に働 たのは、 嫂叔並に舅の服については、 父在為母服を旧礼通りに改復すべしと建議された際、子婦服 第四期(開元晚期)、 嫂叔と舅とが、 貞観時代。 問題意識としては、 舅を契機とする諸種の従服を制定する素 魏晉以来、 全く別個のものである。貞観時代 増改の当初より、 嫂叔並に舅の服については、 舅の服を小功に引き上げた 自由思想の擡頭によ 第二期、 嫂叔にまで論及さ 常に一括して 武章政権によ 母との 開元 いてつ や曽

く意識せられ、 衡の大切なことは当然なことであるが、 念を以て一貫された所に特色がある。 のちがった所があるけれども、 途をたどったのも、 右の如く子婦並に曽祖の服と嫂叔並に舅の服とでは、 また積極的に働いている。 それがためである。 貞観期の制礼全般としては、 秩序の体系を整える場合に、 この時代には、 この時期の改訂 それ くらか カギ 均衡の が格別強 重 事 理

条件が、貞観時代において、はじめて満足せられ、ここに服紀制の改 訂が実現されたというわけである。 ので、これまで久しく実行されずに過ごされたのである。そのような 政治力と、それを受容するに足るだけの経済的な安定とを必要とする 分に熟していた。 識せられて、 婦の服や曽祖の服にしても、 の衣食が充足して生活が安定したという経済的な条件と が考えられ れたという政治的な条件と、「路不拾遺」と称せられる が 如く、 さて以上のような制礼が、 ·服や曽祖の服にしても、矛盾(の均衡がとれていない)が、強く嫂叔並に舅の服を改訂するが如きは、魏晉以来の懸案であり、 その理由としては、大一統の政権が、ここに至って初めて安定さ 精神的にも、習俗的にも、 ただこれを礼制として成文化するためには、 なぜ貞観十四年を待たねばならなかっ 当然に改訂すべき時機は、十 大きな 強く意 人民

① 開元二十三年、外祖の服を大功に増改するよう草韜が奏請したが、崔

注

聞有皇王垂範国無一定之章、云々。 臣聞百王所尚莫尚於礼、於礼之重喪紀斯極、世代沿華損益不同……未臣聞百王所尚莫尚於礼、於礼之重喪紀斯極、世代沿華損益不同……未

2

- ③ 【世説新語卷一六、巧芸】阮籍嫂嘗還家。藉見与別。或譏之。籍曰、礼
- [旧唐書、巻二七、礼儀志]

4

6

- ⑤ [儀礼正義、卷二四、] 袁準謂、舅之与姨、俱母之姉妹兄弟、焉得異服。
- 全降於舅也。宜服總麻。 則舅母於舅、有三年之服。是受我而厚、以服制情、則舅母之服、不得則舅母於舅、有三年之服。是受我而厚、以服制情、則舅母之服、不得
- 諸祖父母報。鄭注謂夫所服小功者、則此夫所服養、不報服。王粛以為⑦ [儀礼、喪服、大功、夫之世父母叔父母、疏]案下總麻章云、婦為夫之

- 子、引而進之。進同已子。明孁同可知。 父為衆子書、妻小功。為兄弟之子書、其妻亦小功。 以 其 兄 弟之子猶
- 聚、文备也。 《《赞利正羲、卷二三]李氏云、案下経為夫之姑小功、為夫之諸 祖 父 母 《《赞司服小功、 非旁尊榖之例也。 敖氏云、 不言 夫之世父父母叔母,是'黄河服小功、 非安尊於卑者之婦皆報之。不尽出耳。王粛以為与衆 《《《《《》》。

(8)

是理乎。今案、夫之世叔父母、当以其服報之。
[同右] 張氏履云、勞服無不報。以此婦之為己大功也、而置之不報、有

10

- [続通典、巻八○、為衆子婦]宋黄幹曰、魏徵以兄弟子之婦而於衆子婦。 與知服使然、然於親疎軽重之間亦可謂不倫矣。故魏公因太宗之間、而以報服使然、然於親疎軽重之間亦可謂不倫矣。故魏公因太宗之間、而以報服使然、然於親疎軽重之間亦可謂不倫矣。故魏公因弟子之婦同於衆子婦。 正之。
- 姪女子適李氏、婿見居喪。今時俗婦為舅姑服三年。恐為非礼。請礼院⑪ [唐会要、卷三八、服紀] 貞元十一年、河中府倉曹参軍蕭拠状称、党兄
- 四朝制とよ、爾を中心として元弟終身共主司材主舌こぐする可能均
 岡廟制については、加藤博士によって精確な論究が行われている。詳定垂下、云々。
- 家族制度研究、一三七~一三八ページ) 共住者の生存の最大範囲まで其職廟を存置する制度であると謂へば足共住者の生存の最大範囲まで其職廟を存置する制度であると謂へば足型式に其根本的基礎を有することを明かにし得たと思ふ。(支 那 古代型式に其根本的基礎を有することを明かにし得たと思ふ。(支 那 古代型式に其根本的基礎を有することを明かにし得たと思ふ。(支 那 古代
- 方。 「の服制について、 原制との関聯を考察することは差 支 え な いと思る。 原制の起原を説く方法としては、まさにその通りだと思うが、 唐活型体に求めねばならぬとして、右のような説を立て ら れ た のであ が 藤博士は、 服制から 原制を説くべきではなく、 原制の基礎を 族生
- [儀礼、喪服記] 伝曰、小功以下為兄弟。 加藤常賢著、支那古代家族制度研究、一三五ページ、参照。

11 (13)